います。ベーチェット病など皮膚病変を伴う難病やGVHD(移植片対宿主病)の治療に加え、エイズの症状にも効果がありそうだとして研究が進められ、先進国でもかなりの国で実際に使用されているようです。

今後は、危険性が分かっていても敢えて使うということが、世界各国でますます増えるでしょう。実際、アメリカでは、FDA(食品医薬品庁)がサリドマイドをハンセン病の治療薬として近く認可する予定です。

(注) 米国 FDA は 98 年にサリドマイドを正式に認可した。この問題については、資料-13 および次の文献を参照。(佐藤嗣道: ブラジルでの新たなサリドマイド被害 サリドマイド復活の光と影 .月刊いのちジャーナル,1998 年 12 月号, pp57-65)

プラジルにおける新たなサリドマイド事件緊連年表 1957・サリドマイド部、西ドイツで初めて発売(職務・保税制)。以後10億大国以上で転 a. 1961・レンツ撃み、欧米諸国で販売停止・回収。 1962・日本とプラシルでサリドマイド側の販売様と。 1966・イスラエルの医師が、テリドマイドのハンセン病患者の皮膚病変への効果を得る。 その使ハンセン病による皮膚病変治療のため、ブラジルで製造、反後各国で販売。 1982・プラジルテリドマイド被害を協会(ABVT)会長、RMassimensoきんの友人に サリドマイド思珠まれる。以後、ABVTに、新たなサラドマイド先の報告・機能 ante. 1988 - 単HD、サリドマイドの使用に関するガイダンス。女性への技をは解除後のみとす 1992・第1回サリドマイド被害者国際大会(オランダ)関係。大会の取材に来ていた英国 ヨーケシャーテレビのレポーターに、R. Nascimentoがプラジルでの問題を訴える。 1993 - 英国コーケンテーテレビがプラジルで独自に調査した内容を放送(6月1日、 Thaidomide - the drug that same basel, この内容は他の技術施設でも確認。 放送機、プラジル保健者が、サリドマイドの規制はWHOより楽しい、と声明。サ タドマイドを聞き製造していた!社を検禁停止に、 + ABVTから「いしずえ」への手機。 1994 Time? Newsweek? O ASS VIZ BURB. 日本では、朝日朝間が記事機能や、文化検査(ラジオ)が報道で、 英国でサリドマイド使用のガイドラインへ。 1986 - 第2回サリドマイド資本を保険を会(スウェーデン)禁止。 1986 · NHKクローズアップ吸代「便返する意識の第一選隊、サリドマイド」始後。 もう1つのサリドマイド被害者協会(ASPST)会長のClaudia Maximinoさん の協力により被害の意味を報道。 英富でサリド・エイドの理動的まる。 1998 - 米国FDAがサリドマイドを経可。

資料-13 (佐藤嗣道「月刊いのちジャーナル」1998年 12月号 P.59)

■質疑/討論■■

Q: FDA が認可するかもしれないというのは、どういう効果があってなのか。

佐藤:ハンセン病の治療というのは、おそ らく表向きの理由だと思います。米国ではエ イズの患者さんがブラジルからサリドマイド を個人輸入してすでに使用している実態があ り、それならば正式に認可して管理したほう がよいとの判断に立ったと考えます。作用機 序としては、免疫に関与する腫瘍壊死因子 (TNF)の産生を抑えることが知られてい ます。このほかに、新たな血管形成を妨げる 働きもあり、がんや糖尿病性網膜症に対する 効果も期待されています。なお、ブラジルで は、実質的には行政などのコントロールがな い状態、すなわちブラックマーケットでサリ ドマイドが売られており、かなり悲惨な状況 です。アメリカでは厳重な管理をする予定で、 サリドマイドを使用した場合は1例1例につ いてコンピューター登録し、その後のフォロ ーを常時できる体制を敷いた上で使っていく ということですが、それで被害を防げるかど うかは、今後に注目したいと思います。

臨床医の立場から ――― 別府宏圀



医薬品・治療研究会(TIP)代表、神経内科医、都立府中療育センター副院長

東京大学病院附属病院、都立府中病院、都立神経病院などの神経内科医としての 診療活動の中でスモンを始めとする医原病患者と出会い、スモン訴訟原告団との 関わりの中で独立・中立の医薬品情報の必要性を痛感した。1986年から TIP (The Informed Prescriber: 邦題「正しい治療と薬の情報」)を発行、現在に至 る。『P-drug マニュアル』(共訳) 医学書院、『抗生物質治療ガイドライン』(翻訳 監修) 医薬ビジランスセンター発行など。

サリドマイドの販売数と奇形児の出生数との相関関係は、さっき浜さんが全体集会で出したスライドのグラフでご覧になったと思いますが、あのグラフ (P.11図-1) はキノホルムの販売数とスモン患者発生数の関連を見たものです。キノホルムは下痢・腹痛等に使った薬剤で、その副作用のために知覚障害や運動障害、視力障害、ひどくなると精神障害や脳症状も伴うような例もあります。

日本でのスモン発見のきっかけは、緑色の便や尿がでたということです。このセミナー参加の若い方の中にはご存じない方もいるでしょうが、この時代は皆がパニックに陥った、大勢の自殺者も出した、奇病として恐れられ嫌われた病気でした。

この例は、わたくし自身が実際にキノホルム を処方してしまった患者さんで、わたくしにと っては非常に悔やまれる残念なケースです。立 野さんとおっしゃる方なのですが、スモン原告 団の代表として訴訟でも優れたリーダーシップ を示された方です。

東京地裁は和解勧告をした所見の中で、「キノホルム剤についての厚生省当局の関与の歴史は、その有効性および安全性の確認につき、何らかの措置をとったことの歴史ではなく、却ってなんらの措置もとらなかったことの歴史である。」といっています。非常に記憶に残る有名な一文です。そして、こういう状況は、残念ながらその後も度々繰り返されている状況です。

編集部注:スモンの歴史や裁判の経緯について別府氏が報告しましたが、B-2分科会、被害者であり弁護士でもある泉公一氏の報告を参照してください(P.58)。ここでは、締めくくりの部分を収載しています。